

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年5月1日時点

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	各市区町村で 順次受付開始	一律 <b>1人</b> 当たり <b>10万円</b> 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	総務課総務係 電話：0126-57-2111 内線217
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への 臨時特別給付金	順次支給開始	子ども <b>1人</b> 当たり <b>1万円</b> 改めての申請不要	住民課福祉係 電話：0126-57-2111 内線350
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 <b>3か月</b> 、最長 <b>9か月</b> 家賃相当額を支援	生活就労サポートセンターいしかり 電話 (FAX)：0133-27-6400 (6401) メール：sp-ishikari@roukyou.gr.jp
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯) 最大 <b>65万円</b> (単身世帯)	社会福祉協議会 電話：0126-58-3335 北海道社会福祉協議会 電話：011-241-3976
猶予・ 減免	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	順次実施中	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	住民課以下の各係 電話 0126-57-2111 ～国保医療係 内線340 介護保険料～高齢者介護係 内線320 国民年金保険料～ 係 内線332
	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、 公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 国保局猶予相談センター 電話：011-261-2251 地方税 総務課税務係 電話：0126-57-2111 内線260 262 水道 月新水道事業団 電話：0126-53-2365 下水道 産業建設課土木係 電話：0126-57-2111 内線440 電気・ガス・NHK受信料等 各事業者まで

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1～12月のどの月でも	持続化給付金	5/1～ 受付開始	中堅・中小・小規模 最大 <b>200万円</b> 77-ラフ含む個人事業主 最大 <b>100万円</b>	相談ダイヤル 0120-115-570 (毎日8:30-19:00)
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 <b>最大10割</b> 助成	北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター 電話：011-788-2294
貸付	売上減で 家賃の支払が苦しいなど 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中	<b>3年間無利子</b> 、最長 <b>5年間元本据置</b> 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・ 減免	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間、 <b>無担保かつ</b> <b>延滞税なし</b> で猶予	国税 国保局猶予相談センター 電話：011-261-2251 地方税～総務課税務係 電話：0126-57-2111 内線260 262 厚生年金保険料～0570-666-228 (ナビダイヤル) 労働保険料～北海道労働局 電話：011-709-2311
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	実施中	売上が一定程度減少の場合、 来年度は <b>2分の1</b> 又は <b>ゼロ</b> に減免	相談ダイヤル 0570-077-322